



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年11月8日

赤穂市監査委員 寺田 榮治
同 榊 悠太

記

- 1 監査の種類 令和4年度定期監査
- 2 監査の対象 総務部
- 3 監査の期間 令和4年8月22日から令和4年11月7日まで
- 4 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下の通り記述する。監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促している。
今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。

個別事項

1 行政課

おおむね適正であると認められた。

2 契約管財課

おおむね適正であると認められた。

3 人事課

おおむね適正であると認められた。

4 財政課

おおむね適正であると認められた。

5 税務課

(意見)

文書事務の適正な執行について

事務処理において、收受印や記載事項の不備あるいは使用している通知書の様式が改正以前のものである等、文書事務の執行に不備な点が見られた。根拠法令に則り、一層適正な事務処理の執行に努められたい。